

長崎市ペーロン協会競漕規則

(目的)

第1条 この規則は、長崎ペーロンの競漕が、円滑にして公正、和とスポーツ精神にのっとり実施されることを目的とする。

(競技部会)

第2条 前条の目的達成のため、競技部会を設け、次の区分により組織する。

- (1) 部会長（総括審判長） 1名
- (2) 海上及び陸上並びにスタート、折返し浮標審判長 各1名
- (3) 海上及び陸上並びにスタート、折返し浮標審判員 若干名

(漕路)

第3条 漕路は、各発漕地点から定められた浮標を折り返し、決勝線までの最短の直線とする。

(発漕)

第4条 ペーロン舟（以下舟という。）は、スタート地点からのロープを舟尾に固定し、漕路（コース）の距離の調節をそのロープの長さで調整する。

- 2 真直ぐ舟が保つように海面のスタート固定ロープを、3番擧から5番擧の選手が持ち発漕の合図を待つものとする。
- 3 舟と舟との間隔を1番擧と2番擧が漕いで間隔を保ち、以外の選手は、擧を海面上に挙げて発漕の合図を待つものとする。
- 4 発漕の合図は、ドルフィン桟橋にあらかじめ挙げた発漕旗を海上審判長が振り下ろす方式とし、各舟はその合図で綱をとき（または放し）発漕するものとする。
- 5 海上審判長は、発漕が不完全と認めた場合は、ただちに発漕旗を横に振り競漕を中止させ、各舟を発漕地点に呼び返すものとする。なお、いかなる場合においても、発漕後、各舟の判断によるレースの中止は認めない。
- 6 各舟は、定められた漕路を外して、他の舟の進路を妨害してはならない。妨害したチームは、そのレースを失格とする。

(折り返し)

第5条 折り返しは、折返し浮標を50m間隔に設置し、浮標を中心に左旋回とし、これを超えてはならない。乗り越えた場合はそのレースは失格とする。

- 2 各コースの折返し浮標と折返し浮標の中間地点に中間浮標を設置し、その間で折り返さなくてはならない。中間浮標を超えた場合はそのレースは失格とする。

(決勝)

第6条 決勝線は、陸上に2本の紐を垂れ、この垂線の重なった延長線とする。

- 2 着順は、決勝線に舟の舳先がかかった状態で決定し、全舟が決勝線に到達して競漕を終了する。

(競漕の管理)

第7条 競技部会は、絶対的権限と責任をもって競漕を管理する。したがって、競漕及び審判に対する異議申し立て及び抗議は一切認めない。

2 着順の決定、発表は総括審判長が行なう。

3 競漕の妨害など、競漕の管理上支障が生じる恐れがあるときは、その舟に対して、警告、出漕停止などを命令することができる。

4 接触、進路妨害などの障害があり、着順の決定などに問題が生じた場合は、失格、着順の繰り替えなど公正な処置をとるものとする。

(出漕選手団)

第8条 出漕舟の選手団は、1 舟 36 名以内で編成し、あらかじめ主催者に名簿並びに選手全員の誓約書を提出しなければならない。

2 選手名簿登録者以外は、レース出場することができない。登録者以外が出場した場合はそのレースは失格とし、その後のレースは出漕停止とする。

3 選手団は、出漕選手のなかから主将を決め、名簿に附さなければならない。

4 主将は、選手団を統轄し、他の選手団との調整にあたる。

5 各チームの選手は、着衣のまま 100m以上泳げなければならない。但し、救命胴衣を着用している場合はその限りではない。また、安全のため 100m以上泳げる選手も救命胴衣を着用することを妨げるものではない。

6 大会当日の負傷、死亡などの事故については、主催者側は責任を負わない。但し、事故については、人命優先に応急処置を行うが、以後は保険の範囲内で行う。

7 各チームの選手は、健康管理に十分に気を付け、心臓ペースメーカをつけている者など、無理な状態で出場することは出来ない。

(標識)

第9条 競漕大会に用いる標識及び信号旗は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 発漕旗 | 赤白色の市松模様 |
| (2) 折返し浮標監視船 | 旗 赤、白色 |
| (3) 警戒船旗 | 赤、青色 |

(大会の中止)

第10条 大会の中止は、次のとおりとする。

- (1) 風速 10m/s 以上、波高 0.5m以上、視界 1,000m未満の場合、各審判長協議のうえ中止決定を行う。
- (2) 台風等の接近に伴い長崎港警戒態勢が発令された場合は、中止とする。

附 則

この規則は、昭和 52 年 7 月 12 日より施行する。

この規則は、平成 3 年 11 月 25 日より施行する。

この規則は、平成 9 年 6 月 27 日より施行する。

この規則は、平成 10 年 6 月 25 日より施行する。

この規則は、平成 12 年 6 月 27 日より施行する。

この規則は、平成 12 年 7 月 14 日より施行する。

この規則は、平成 13 年 5 月 10 日より施行する。

この規則は、平成 25 年 7 月 18 日より施行する。

この規則は、令和 6 年 1 月 22 日より施行する。

補 足 事 項

1. 大会は、毎年7月下旬、長崎港内にて開催する。
2. 競漕の距離は、往復1,500m以内とする。
3. ペーロン舟の長さは、45尺（13m636）とする。
4. ペーロンに使用する櫂は、木を材質とし、大きさ、長さ等の寸法は特に問わない。
5. ペーロン舟の漕ぎ手は、26名以内とする。
（舵取1名、ドラ1名、太鼓1名、船長1名、計30名以内）
6. 発漕用意は、「かいあげ何分前」の掛け声で行い、「ヨーイ」の掛け声は出さない。
7. スタート綱の先端にある輪を「ボン木」にかけること。
8. フライングは2回までとし、3回目を失格とする。
9. ドラ（カネ）、太鼓、笛等は、スタートの合図と同時に鳴らすこと。
10. 舵取り1名、ドラ（カネ）1名、太鼓1名、船長1名は、必ず乗船させ、ドラ（カネ）、太鼓は叩かせないと失格とする。
11. 一般レースの上位進出は、着順の上位とする。
12. 定められたコースの浮標を回らなかった舟は、失格とする。
13. 一般レースの予選組合せは、前年度大会上位チームをシードし、その他は抽選とする。
なお、抽選方法は競技部会で決定する。
14. 競漕規則及び補足事項に定められた以外の事項については、審判団の協議による。
15. その他関連する事項について
 - (1)選手団及びペーロン舟の輸送は、各地区の責任において行う。
 - (2)陸送のペーロン舟の上げ降ろしは、クレーン車を利用する。
 - (3)大会当日が雨天の場合、決行又は延期の決定は、会長に一任する。
※NBCラジオで午前6時55分頃から広報する。
 - (4)ペーロン舟の舳先に地区名を入れること。
※三重A（崎上）・オール日見・戸石A（牧島）など